

令和2年度

# 板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等 導入補助金制度について（事業所用）



## 【目的】

地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減効果が高い新エネルギー・省エネルギー機器などを事業所に設置される方に、経費の一部を補助します。

## 【要件】

- ① 申請時点において、板橋区内に事業所などを有する中小企業などであり、その板橋区内の事業所に補助対象機器などを自ら使用する目的で設置される方。  
(賃貸・使用貸借事業所の場合は、所有者から設置についての同意書が必要になります)
- ② 申請者が、中小企業など(法人又は個人の事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。)をいう。)であること。
- ③ 前年度の原油換算エネルギー使用量が、1,500 キロリットル未満の事業所であること。  
(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)における指定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所の所有事業者及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事業所などでないこと。)
- ④ 補助金交付申請時点において、設置工事が完了していないこと。
- ⑤ 法人の場合 法人住民税を滞納していないこと。  
個人の事業者の場合 住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- ⑥ CO2 排出量の削減効果などを検証し、結果を報告すること。

## 【申請期間】

・令和2年4月15日から令和3年1月29日までに、補助金交付申請書などを提出できること。

令和3年3月19日までに、設置完了報告書などを提出できること。

(土曜日・日曜日・祝日は除きます)

・窓口・郵送にて、申請を受け付けております。

予算枠を超えた場合、申請期間中でも補助金を受けられないことがあります。  
また、先着順の受付となりますのでご了承ください。



【補助の対象となる機器・補助金額】

| 補助対象機器       |   | 補助金額                                 |                                    |
|--------------|---|--------------------------------------|------------------------------------|
|              | 種類  | 板橋エコアクション<br>など取組事業者※1               | その他事業者                             |
| 新エネルギー<br>機器 | <b>1 太陽光発電システム</b><br>事業用途に供する部分において使用する太陽光発電システムであって、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。                                   | 設置に要する経費<br>の20%<br>(上限 1,000,000 円) | 設置に要する経費<br>の20%<br>(上限 500,000 円) |
|              | <b>2 省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器など※2</b><br>東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター又は区市町村が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器などであること。(電気、ガス及び灯油の使用量の削減を伴うものに限る。) |                                      |                                    |

※1 板橋エコアクションなど取組事業者とは、板橋エコアクション2008の活動確認、ISO14001の認証又はエコアクション21の認証・登録の事業者です。

※2 東京都地球温暖化防止活動推進センターで実施している『省エネアドバイス』(小規模な事業所)も、区の省エネルギー機器などの補助の要件である省エネルギー診断にあたります。

※3 省エネルギー診断の結果による、改善提案に沿った設備・機器などの改修かつ、エネルギー使用量の削減効果がある設備・機器などが対象となります。

具体例としては、省エネ型空調機への更新、蛍光灯から LED への更新(配線工事を伴う)となります。

《 省エネルギー診断の申込先 》

省エネルギー診断の費用は、無料となっております。

①過去1年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル未満の事業所(東京都内)

「東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)」

TEL03-5990-5087

HP: <https://www.tokyo-co2down.jp/company/eco/company/index.html>

②中小企業および過去1年間の原油換算エネルギー使用量が 100 キロリットル以上

1,500 キロリットル未満の工場・ビルなどの施設が対象(全国)

「一般財団法人省エネルギーセンター」

TEL03-5439-9732 HP: <https://www.shindan-net.jp/service/shindan/>

- ★ 補助金交付申請書は、板橋区のホームページからダウンロードできます。
- ★ 「設置に要する経費」とは、機器など本体、部材、架台の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用であり、機器などの運転に直接必要のない付属品やオプション品などは除きます。
- ★ 交付申請額は1,000円未満の端数を切捨てた金額になります。
- ★ 同一年度内での申請は、各機器など1回までとなります。
- ★ 提出書類に押印する印鑑(代表者印)は、すべて同一のものをご使用ください。また、スタンプ印は使用しないでください。
- ★ 申請書などの作成にあたっては、鉛筆・消せるボールペン・修正液などは使用できません。
- ★ 申請内容に変更がある場合は、工事完了前かつ申請書に記載した完了予定日前までに、変更届の提出をお願いします。
- ★ 設置完了後、速やかに完了報告書などの提出をお願いいたします。
- ★ LED照明器具への改修工事については、器具全体の交換又は既存のランプからLEDランプへの交換(配線工事を伴いかつ、安全性を確認できたもの)が補助対象となります。光源(ランプ部分)のみを交換するLED照明器具への更新は、補助の対象外となります。
- ★ 既存の器具の用途(誘導灯及び非常用照明器具)を変更せず、法令の規定などに適合する器具へ交換する場合があります。
- ★ 事業所用の補助対象機器などは、東京都で行っている補助金との併用ができない場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。
- ★ 省エネルギー診断の申込みから報告書がお手元に届くまでの目安は、約2ヶ月になります。当補助金制度の「省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器など」を検討されている事業所様は、補助金申請にあたり、省エネルギー診断報告書が必要なため、事前に省エネルギー診断の申込みをお願いします。
- ★ 太陽光パネルを廃棄する場合には、廃棄物処理法の法令に従って適正に処理を行ってください。

(例)7月に空調設備更新工事を検討している場合の流れ(省エネルギー診断未実施の場合)

- 4月初旬 省エネルギー診断の申込
- 5月初旬 事業所へ派遣相談員が訪問
- 6月中旬 省エネルギー診断報告書の受領
- 6月下旬 空調設備更新工事及び補助金の申請

**★★★ 担当・問合せ ★★★**

板橋区 資源環境部 環境政策課 脱炭素社会推進係  
(区役所北館7階 12番窓口)

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

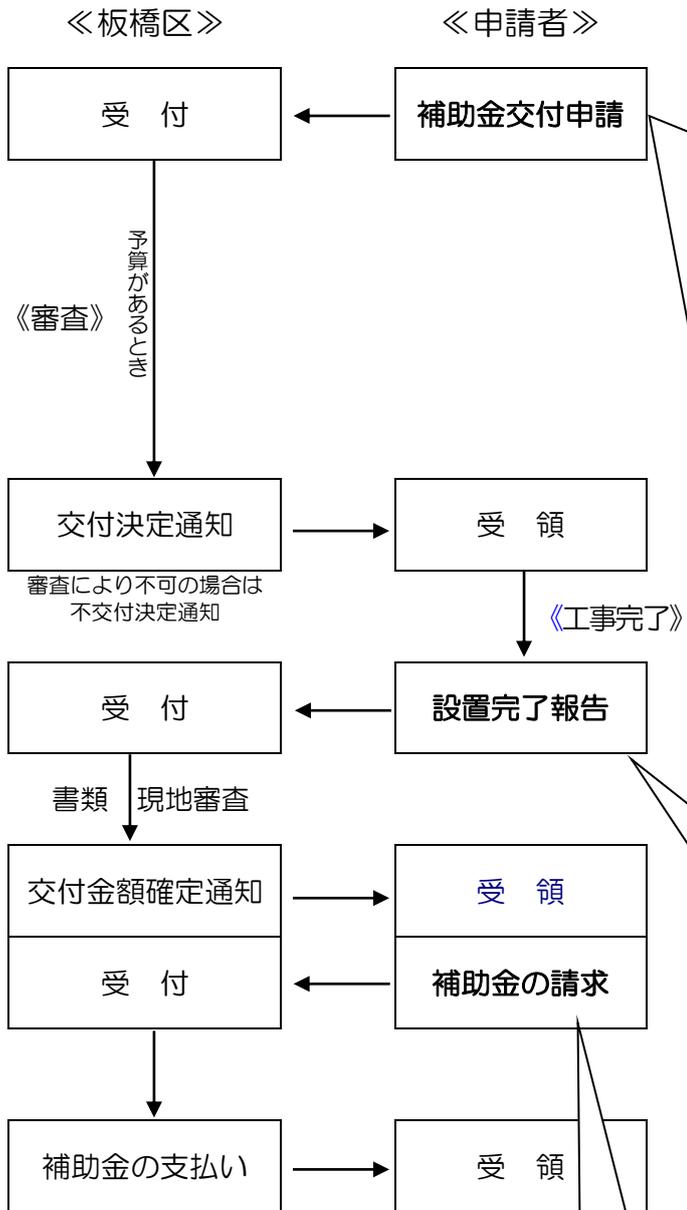
電話 : 03-3579-2596 FAX : 03-3579-2589

ホームページアドレス

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005922.html>

…手続きの流れ…

…提出する書類…



◎: 必須書類  
○: 必要に応じて提出していただく書類

**【補助金交付申請】**

- 補助金交付申請書(第1号様式乙)  
(申請書は2ページありますのでご注意ください。)
- 添付書類
  - ◎個人の場合は、直近の住民税納税証明書、軽自動車税納税証明書又は同非課税証明書  
(発行後3ヶ月以内)  
(板橋区に納税義務がある方で、納税状況の確認を区が行う「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は不要です。)
  - ◎法人の場合は、直近の法人住民税納税証明書  
(発行後3ヶ月以内)(東京都の場合、法人住民税になります)
  - ◎機器などの設置に係る見積書とその内訳書の写し
  - ◎機器などの形状、規格、仕様などがわかるパンフレット、省エネ診断報告書などの写し、安全等確認書
  - ◎各機器などの設置場所等が分かる資料  
(図面・既存の写真など)
  - ◎中小企業などであることを証明する書類  
(登記事項証明書、確定申告書の写しなど)
  - ◎建物の登記簿謄本など(発行後3ヶ月以内)  
(建築物を使用していることが確認できるもの)
  - ◎前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kl未満の事業所であることを証明する書類。
  - 太陽電池モジュール配置図・単線結線図  
(太陽光発電システムのみ)
  - 所有権者の同意書(賃貸・使用貸借事業所の場合)

**【設置完了報告】**

- 設置完了報告書(第8号様式乙)
- 添付書類
  - ◎機器等の設置に係る領収書とその内訳書の写し
  - ◎機器等の設置状態を示す写真(施工中・施工後)
  - ◎補助対象機器等設置に伴う、事業所ごとのCO2排出量の削減効果などの検証資料
  - 太陽光発電システムについては、電力会社からの「電力受給契約申込書控え」の写しを提出してください。  
「電力受給契約申込書控え」の写しで審査要件を確認できない場合、初回の検針票「購入電力量のお知らせ」の写しの提出を求めます。

**【補助金の請求】**

- 補助金交付請求書(第10号様式)
- 口座振替依頼書(区所定の様式)

